

ハラスメント防止指針

1. 職場におけるハラスメントは、相手の尊厳や人格を傷つける許されない行為であるとともに、職場環境を悪化させるものです。ハラスメントにより人は、仕事への意欲や自信を失い、ときには心身の健康や命すら危険にさらされます。またそれだけでなく、職場全体の生産性や意欲の低下など周りの人への影響や、企業イメージの悪化などを通じて経営上大きな損失につながります。オープンハウスグループはこのような職場におけるハラスメントを絶対に許しません。
2. このハラスメント防止指針は、オープンハウスグループで勤務する雇用区分に係わらず全ての従業員が守るべき指針です。またハラスメントの対象は、職場の従業員だけでなく、顧客や取引先の社員等も含まれます。
3. オープンハウスグループはハラスメント防止規程に定められている以下のハラスメントを許しません。

<パワーハラスメント>

- (1) 殴打、足蹴りするなどの身体的攻撃(暴行・傷害)
- (2) 人格を否定するような発言をする精神的な攻撃(脅迫・名誉棄損・侮辱・暴言)
- (3) 自分の意に沿わない社員に対して、仕事を外したり、長期間にわたり別室に隔離したりするなどの人間関係からの切り離し(隔離・仲間外し・無視)
- (4) 長期間にわたり、肉体的苦痛を伴う環境で、業務に直接関係ない作業を命じるなどの過大な要求(業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害)
- (5) 部下を退職させるために、誰でも遂行可能な業務を行わせるなどの過小な要求(業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと)
- (6) 集団で同僚1人に対して、職場内外で継続的に監視したり、他の社員に接触しないように働きかけたりするなどの個への侵害(私的なことに過度に立ち入ること)

<セクシャルハラスメント>

- (1) 性的および身体上の事柄に関する不必要な質問・発言
- (2) わいせつ図画の閲覧、配布、掲示
- (3) うわさの流布
- (4) 不必要な身体への接触
- (5) 性的な言動により、他の社員の就業意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害する行為
- (6) 交際・性的関係の強要
- (7) 性的な言動への抗議または拒否等を行った社員に対して、解雇、不当な人事考課、配

置転換等の不利益を与える行為

- (8) その他、相手方および他の社員に不快感を与える性的な言動

<妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメント>

- (1) 部下の妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用等に関し、解雇その他不利益な取扱いを示唆する言動
- (2) 部下または同僚の妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動
- (3) 部下または同僚が妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等
- (4) 部下が妊娠・出産等したことにより、解雇その他の不利益な取扱いを示唆する言動
- (5) 部下または同僚が妊娠・出産等したことに対する嫌がらせ等

4. 相談窓口は次の通りです。相談者のプライバシーに配慮して対応いたします。本相談窓口にご相談したこと、事実関係の確認等のため会社に協力したこと、都道府県労働局等に相談したことを理由として、不利益な取扱いは行いません。

<相談窓口>

ハラスメント・緊急通報相談窓口

OHG ポータルに掲載